

率審議会は第一次、第二次のタリフ・クォーターで妥協した。しかし、関係法案は38年の国会で廃案となった。そのため6月に改めて審議会が答申し、早急に引き下げることを了解して減免税の措置をとった。たまたま38年夏に砂糖の国際価格が高騰したので、急ぎで砂糖の自由化も実施されて問題にけりがついた。

一方、原油については37年末に引上げの諮問が出たが、審議会は原油関税は本来無税であるべきで、37年以来6%を10%に引き上げたこと自体を誤りとしていたので、石炭政策のための関税引上げには反対の意向であった。しかし強い石炭政策からの要請で、今回限りとの異例の条件付で、関税率を10%から12%への2割引上げを認め、製鉄への還付率を4%から10%へ引き上げ、原油には新しく20%の割戻しが行われることに落ち着いた。

このような自由化をひかえた関税体制の整備の過程で、36年11月には、従来主税局の組織内にあった税関部は、関税局として独立した。

第4章 その他講和後の財務行政の諸問題

第1節 管財行政の推移

1 国有財産管理の諸問題

終戦によって旧陸海軍からの財産引き継ぎがあり、大蔵省は一挙に膨大な国有財産を管理することになったが、この引継財産については、その処分による資金で、産業復興、民生安定の施策を進めることが予定されていたので、政府はこの国有財産処分を積極的に進める意図を持っていた。しかし、もともと軍事目的の資産であったこともあり、さらに民間の資金も不足がちであったこともあって、その処分は、土地についても進捗しなかった。

産業復興、民生安定の緊急性が漸次緩和しはじめた講和以後になって、国有財産処分は軌道に乗りはじめたが、講和後の諸情勢の変化は、政府の諸施策が国有財産の活用を必要とする方向に転じて、国有財産についての政策転換が求められた。すなわち、警察予備隊から防衛庁への拡充に伴い増大する防衛施設、住宅公団の発足とその活動増大に示される住宅建設用地、政府諸施設の充実、さらに駐車場の建設等、土地に対する政府内部の要求は急速に強くなったので、30年代後半には、従来国有財産処分促進の方針を転じて、国有財産処分を慎重に扱い、さらに処分を見合わせる方針を採ることになった。

国有財産処分の中心は土地であり、それも旧軍用地についてであったが、土地はもともと個別的条件を持つもので、一般的な条件を設定した処分は困難であった。したがって、軍用地という特殊地域の条件、あるいは軍都市としてはじめて成り立っていた都市の条件もあり、土地の処分に当っては、それらの特殊条件が考慮され、その地域の利益が尊重された。これらの処分は、すべて国

有財産中央審議会、国有財産地方審議会、旧軍港市国有財産処理審議会の審議に基づいて行われた。

国有財産の管理処分には種々の問題が生じ、いろいろな方策がとられた。すでに社寺境内地処分の際に、無償譲与等が行われたが、特殊地域での国有財産処分については、時には無償、あるいは時価から減額した対価で払下げが行われた。また、住宅政策優先の見地から、住宅公団用の土地についての現物出資も行われた。たとえば、習志野8万坪、桃山35万坪、久留米19万坪、辻堂15万坪、小倉3万坪があった。このほか、建築交換による国有財産処分も行われた。しかし、大蔵省として行政上の煩瑣な問題は不法財産の処理と財産帰属不明のものへの対策であった。不法財産処理は、主として戦後の混乱期に生じた問題であって、不法であることが明らかであっても、その処理が容易に進まないものであり、一部は新聞等に報道され、国会での質疑の対象ともなった。財産帰属不明のものについては、たとえば、富士山頂の帰属問題があり、従来、社寺境内地については、社寺境内地処分審査会の審議答申に即して、多くの山が神社に帰属したが、富士山についてはその山頂を特定の神社のものにすることに問題があって結論が出ず、その帰属が裁判問題となった。

2 連合国財産返還補償

講和条件の発効は公的な戦争の終結であった。この終結によって、戦時中にとられた対連合国人問題の具体的処理が問題となった。外債処理問題についてはすでに記したが、そのほかに戦時中に接収した連合国人の財産の返還あるいは補償の問題があった。財産の返還は、特に大きな問題はなかったが、接収後処分してしまった財産については、その補償について種々問題があった。

対日平和条約は、第15条A項で接収財産の補償の義務を明記しているが、この義務について紛争が生じたときには財産委員会で審決して、それに基づいて政府が補償することになっていた。審決になった問題は、ほとんどが35年中に処理され、それも日米間の案件が主要なものであった。審決となった件数の過

半が株券についてで、その額は約160億円に達した。

接収財産補償についての審議での問題点は、わが国と英米との法律についての考え方の差異に根ざしていた。財産の評価、損害についての扱いが異なり、開戦時の財産の評価、棚卸等の事実上困難な問題も含まれ、日米双方の計算額に当初かなりの開きがあった。しかし双方の努力で審決に到達した。日英関係では財産額も少なく、問題としても困難なものではなかった。フランスとオーストラリアについては、委員会を開くに至らずに話し合いがついた。これらの財産補償については35年度補正予算に69億5,900万円が計上された。

3 接収貴金属処理

講和発効によって占領軍から管理と処分権を引き継いだ貴金属類は、戦時中に国民から供出を受けたものと、戦後に占領軍によって強制接収されたものと双方を含んでいた。戦後の占領軍の接収の目的は必ずしも明確ではないが、旧日本軍による略奪財産の返還、戦勝国への賠償に充当するものと推測される。しかし、略奪財産扱いの貴金属の中で返還に回されたものを除く分については、賠償緩和の方針が決まったことによって、具体的な賠償方法が講和後の日本政府にまかされたこともあり、26年には接収貴金属の実質的管理が占領軍から政府に移された。

この接収貴金属の処理については、いろいろな問題があった。基本としては被接収者に返還すべきものであろうが、戦時中供出分については、すでに供出者の同意を得たものであり、特に返還の義務はない。しかし、戦後の接収分については、強制徴収であることから、返還の義務はあるが、ダイヤ



接収ダイヤモンドの売出し（共同P提供）

モンド等の形の変わらないものはよいとしても、装飾品等にすでに形状が変わってしまったものについての返還は、物理的にも困難であり、さらに接收についての明確な記録を欠くものが多かった。かくて、これら接收貴金属処理について、政府は被接收者への返還の基本方針は決定したものの、その法制化と実施に多くの日時を費した。

政府は29年に第19国会に「接收貴金属等の処理に関する法律案」を提出したが、容易に法案は成立せず、審議未了と継続審議を重ねて、34年の第31国会でようやく成立した。審議過程では接收貴金属の返還の必要はないとの反対もあり、それらの処理による財源で社会保障を進めようとの意見もあった。結局、返還に当っては2割の納付金を徴収することで決着がついた。

法律の制定によって、被接收者、所有者は返還の請求ができることになり、政府はこれらの請求について慎重審査を経て返還を進めた。請求件数621件の処理が41年中に終了した。請求件数が比較的少なかったのは、戦時中供出の買上げによる交易営団、中央物資活用協会保有のものが少く、占領軍に接收されたのが大部分だったからで、ダイヤモンドについては、実際に民間に返還となったのは1件だけで、交易営団等の回収機関への返還は、買上代金等を交付することに法律が定められていたので、27年に占領軍から引き渡された貴金属のうち、ダイヤモンドについてみれば、約16万1,000カラットは、ほとんどそのまま国庫に帰属した。

接收貴金属の処理が一応かたづく段階になって、政府はこれら貴金属の処分方針を検討し、国民に関心の多いダイヤモンドの処分に着手したが、一挙にこのような大量のダイヤモンドが市場に放出されることは世界にも例がなく、放出に伴う市場攪乱を考慮して、慎重に対策を検討し、放出量と売却対象者を限定して、少量ずつの処分を始めることにした。その第1回は41年秋に行われ、放出量は約7,000カラット（約1万2,000個）に止められた。

第2節 講和以降の専売行政

講和以降の専売事業については、たばこ事業および塩事業いずれも、講和後なおしばらくの間は、一貫して国内の需要に追いつくための増産が、政策の基本であり、増産のための隘路の除去の工夫が必要であった。物価統制の解除による葉たばこ等の買上価格の引上げや、製塩技術の改良等によって、その目的を着実に実現していった。そして30年代に入ると、それぞれにほぼ需給の均衡に達し、続いて供給超過の情勢を示すようになったので、終戦直後には夢想だにしなかった生産調整が急務となった。たばこ耕作の減反、塩田の整理がその具体策であり、33年度以降はその調整が政策の中心課題となった。しかし、その後の急速な経済成長が、再度需要の増大をもたらし、外貨事情も加わって、国内供給の漸次的増大が必要となり、その対策がこの調整策の基礎の上に積み上げられた。

長い目でみれば、戦後の経済は成長の一途を示しているが、それは結果として看取できるものであり、初めからそれが計画され、見通されたものではない。30年代に入ると経済の正常化に伴い、政策の基調は従来の一貫した生産増加政策から、公共性を維持しつつ、企業として経済的合理性を追求することに換えられた。以下、たばこ事業および塩事業に分けて述べよう。

1 たばこ専売の諸問題

昭和27年度の公社の小売店へのたばこ売渡高（葉たばこ、パイプたばこ等の特殊製品および輸入たばこを除く）は882億本にすぎなかったが、その後本数は順調に増加し、38年度には1,539億本に達した。このようなたばこ販売高の増加は、この間わが国経済が高度成長を遂げ、国民所得が著しく増加したことが最大の原因であるが、同時に、公社が消費者の需要の変化と所得水準の上昇に応じた新製品の発売に務め、しかも製品の質の向上に努めたことによるもの



講和後に親しまれたたばこ



その後の人気たばこ

であったといえよう。

すなわち、喫味の強いたばこと両切製品の需要が大幅に減少する反面、フィルター製品の需要が増加し始め、また徐々に消費者の需要は下級品から上級品へ移行を続けた。公社は32年度に初めてフィルター製品としてホープを発売し、その

後消費者の嗜好の変化に応じて35年度にハイライトを発売した。一方では戦前から大衆に人気があった光およびゴールデンバットの販売シェアは、27年度にはともに売渡本数の28%を占めていたが、光は喫味の強いたばこに対する需要の減少とフィルター製品の進出に押されて急速にその比率を減じ、ゴールデンバットは上級品、フィルター製品への需要移転でこれもその比率を減じた。また、たばこの製造作業については、スレッシャー方式の導入等、技術革新に努めるとともに、品質向上のための努力がはらわれてきた。

この間葉たばこの生産については、収納価格の引上げや食糧難の解消により、耕作面積が年々増加したうえ、農業および化学肥料の普及等、耕作技術の向上により、27年度に9.5万トンにすぎなかった生産量は、31年度に15.2万トンに達し、他方製造たばこの販売数量が30年（対前年比101.3%）、31年（同98.9%）と増加しなかったこともあって、31年度には葉たばこは在庫過剰の状態となった。公社は在庫量を必要製造量に応じた適正量に減少させるため、33

年度以降減反政策を行い、生産の抑制に努力し、その結果葉たばこの生産量は34年度から36年度にかけて12万トン台に減少した。しかし製造たばこの販売量が35年度（対前年比107.7%）から36年度（同108.7%）にかけて大幅に増加したので、葉たばこの在庫量が不足し、そのため37年度以降増反政策をとることになった。また良質のたばこを製造するため、25年度からインド葉の輸入を始め、26年にはアメリカ葉を、さらに30年からはギリシャ、トルコ等で産出するオリエント葉の輸入を始めた。

以上のような公社の努力にもかかわらず、専売納付金は27年度の1,346億円から38年度には1,663億円に増加したものの、27年度には12.5%を占めていた国の歳入に占める比率は、38年度は5.1%に低下した。国民所得や国の予算規模が著しく増加したにもかかわらず、専売納付金の伸びが小さかった原因としては、(1)たばこの小売価格が26年以來すえおかれ、その間原価の6割を占める葉たばこをはじめ労務費、木材費等の諸経費が上昇し、とくにこの傾向が37年ごろから顕著になり、そのため公社のたばこ事業の益金率は逐年低下したこと、および、(2)29年度に創設された地方たばこ消費税が、実質的に従価税制度をとり、その税率がしばしば引き上げられたことがあげられる。

2 塩業対策の推移

戦後の塩業問題は食用塩の自給確保にあり、それに外貨節約の条件も加えられた。25年3月には国内塩業育成による食用塩の自給策を塩業政策の基本とする閣議決定があり、これに応じて27年末には国内塩増産5ヵ年計画が一応成案の段階に達していた。この案では27年度の45万トンの水準を32年度までに70万トンに引き上げる予定であった。しかしこの計画は入浜塩田の整備拡充に重点を置いたものであり、当時新たに急速に発達してきていた流下式塩田方式の導入を考慮に入れていなかったため、この方式の成功見通しに合わせて計画は廃止され、流下式塩田への製造方法の転換を積極的に進めることで、30年10月には生産量を80万トンに増加することの目標で国内増産計画にまとめられた。か



近代的製塩施設



旧来の入浜式塩田

くて入浜塩田は27、28年度から順次枝条架設備を併用した流下式に切り替えられ、またせんごうについては真空式製塩法が早くから導入されて、29年度までに21工場が作られたが、30年2月の資源調査会の勧告もあって、加圧式海水直煮製塩の企業化が具体的課題となった。

このような講和以降の国内増塩対策は絶対量の確保と生産能率の向上を目的として推進されたが、30年代に入ると塩事業の赤字が10億円を超えることになり、その結果外国塩に比較して生産コストが高い国内製塩業の根本的な合理化と、国内塩について従来からとられていた増産政策に対する再検討が行われることになった。すでに公社では31年5月に増産対策を取り止め、買上価格についても28年9月にトン1.3万円を1.36万円に引き上げた後は改定せず、31年4月にはもとの1.3万円に引き下げたが、新方式による生産はこの価格で食用塩自給を可能にした。32年には国内塩増産対策を根本的に再検討して生産調整方針をとることになり、収納価格を逐次引き下げ、塩業会計の健全化を図ることを確認して、12月には国内塩生産対策を定めた。33年度には供給過剰で在庫が増大した事態のもとで、塩業審議会は塩需給対策要綱を定め、国内塩過剰の除去と国内塩業基盤強化を図ることにして、34年3月には塩業整備臨時措置法の制定にこぎつけた。これによって34年度は企業の自主廃止期間とし、35年度は強制整理期間として、明治末期、昭和初期に続く第3回目の大規模な塩田整理が実施された。この整理で入浜式塩田は姿を消し、せんごうについては平釜

式、蒸気式が姿を消し、真空式工場も半数が廃止された。整理前に約130万トンといわれた生産規模のうち約40万トンの廃止申請があり、流下式塩田と真空式工場の組み合わせによる大規模製塩方式と加圧式海水直煮製塩の二方式が残った。これによって塩の国内塩供給策の需給調整が一応確立され、国内塩生産方式はその様相を一変することになった。

36年5月塩業審議会はイオン交換膜製造法の開発による技術革新とそれに伴う企業の再編成により、42年度までに国内塩の供給価格を外国塩の国内市場価格まで引き下げるべきであると答申した。また、塩の収納価格は36年には並塩でトン当たり1万0,350円まで引き下げられ、その結果公社の塩事業会計も36年度には黒字となった。

たばこ、塩の需給をめぐる、講和以降は当初は増産対策、続いて減産対策がとられ、後に再度増産の刺激に転ずるという政策転換のあわただしさを示したが、このような専売政策の推移を背景とし、専売事業のあり方について審議するために、34年4月に専売制度調査会（政令第120号）が設置された。調査会は35年3月に答申したが、一部に言われた民営移管を排して専売事業の存続を前提とした諸条件の検討を提示した。

第3節 造幣行政の推移

戦後の補助貨幣対策が、資材面の制約と物価の急上昇に対処する改造に追われたのに対して、講和以降の問題は通貨価値の一応の安定のもとで、経済の急成長による補助貨幣需要の増加にどう対処するかであった。この過程で講和までは10円以下にとどめてあった硬貨の使用を100円にまで引き上げることで、補助貨幣の系列は幅を拡げて戦前並みとなったが、銀行券との調整をどうするかが関係産業に対する行政問題となった。しかし補助貨幣の問題は全般的に管理技術的性格を強めた。すなわち、1円、5円、10円、50円、100円の各硬貨のどの種類の供給をふやすか、素材の関連をどうするか、寸法、様式、図案をどのように定めるかなどであった。

26年末から製造を始めた10円青銅貨が、29年までの供給通貨の中心となり、23年以降の5円が最高額の補助貨幣であった時期の後の物価安定状態に即する補助貨幣の需要事情を反映した。しかし造幣局の製造能力は10円、5円の供給だけではなお過剰であったので、講和後の経済成長による貨幣需要の増大に対処して、さらに高額な硬貨製造の計画が、ニッケル貨製造の技術的要請と結びついて、29年末に50円ニッケル貨と1円アルミ貨の製造方針の決定となった。その12月に各貨の図案が公募された。公募当選図案に基づいて30年4月から1円貨が、同6月から50円貨が製造に入り、1円貨は年々約5億枚、33年度以降も約3億枚の製造が続いた。50円貨は30、31年度とも約9,000万枚を製造したが、32年度からは100円銀貨製造との関連で製造量を縮めた。50円ニッケル貨の発行に続いて100円銀貨の発行計画が立てられ、32年9月から製造に入り、32、33年度と各5,000万枚製造された。

講和を契機に10円、1円、50円、100円と補助貨幣は急速に種類を増したが、5円貨がすでにギザを付けていたことから、1円貨以外はすべてギザがつけられ、それぞれの特色がうすれて感触による識別が困難となったので、ギザを

100円にだけに残し、5円、50円を有孔とすることで相互の識別を容易にすることとして、50円、100円貨の図案が公募された。この様式変更の方針は33年8月の臨時補助貨幣懇談会で決まり、10月の入選図案決定により、10円のギザ廃止とともに、34年から新補助貨幣の製造が始められ、5円貨も7月から新型の製造に移った。たまたまこの切替時に経済の急成長による補助貨幣需要の急増とぶつかったので、34年後半の10円硬貨の製造計画は拡大され、さらに50円、10円、5円の輸納済貨幣1億4,000万枚の再発行で急をしのいだ。35年になるとさらに補助貨幣需要が増大し、ことに1円貨および10円貨の不足が目立ち、増鑄の必要が生じた。このため100円銀貨の年8,000万枚製造の計画がくずれた。わずかな枚数ではあったが、35年には貨幣大試験供試貨幣も発行された。このような緊急の措置は明治22、23年度に前例があっただけである。

このように需要増加に追いつけない状況となったので、35年9月に省議で38年度末の生産能力を35年度末の5割増とする貨幣関係等施設整備3カ年計画が決定した。補助貨幣の種類別に供給状況をみると、35年度以降100円貨は製造のテンポを下げ、むしろ重点を50円貨、10円貨に移したが、38年度以降再度100円貨の製造も増加した。35年以降の供給増加の主役は10円貨で、5円、1円の小額コインもこれに続いたが、38年には1円硬貨の不足が目立ち、8月に増産計画が立てられ、当初の製造計画6億5,000万枚を9億7,500万枚に改めた。38年度にはこのほかに5円貨を1億9,000万枚から2億5,200万枚へ、10円貨を4億枚から4億9,000万枚へそれぞれ当初の製造計画を改定した。

32年の100円銀貨の発行についても、35年の設備強化計画にしても、それぞれ当初の見込みとその後の事態との推移とが大きく異なった事情を示している。100円銀貨の発行に際しては、それが100円銀行券の製造流通の相対的減少に結びつき、みつまた製造業者に対する圧迫となり、印刷局職員の就業不安ともなるということで、印刷局から抵抗が示されたのであったが、結局は100円券も増刷し、100円コインも増産しなければならなくなって35年の設備強化計画ともなったのであり、その後の100円コインの増産の必要は、1,000円券以上

の高額銀行券の需要増加で、100円券の製造を抑制することになったためであった。この100円貨の需要急増に対処するに際して、銀地金の確保に懸念があったことなどから、銀を白銅に切り替えたが、これとの関連において50円貨もニッケルから白銅に変更することにし、50円貨にも100円同様にギザをつけることで5円貨との識別の配慮とした。

第4節 印刷行政の推移

印刷局の仕事としては銀行券の製造の外に官報、政府関係出版物の発行があり、その作業量も増大しているが、政策課題の中心はやはり銀行券の製造であった。銀行券はコインとは異なって消耗品であるために、経済成長がなく通貨量が増加しない場合でも、傷んだ銀行券の交換のための仕事が常時ある。講和後は経済急成長による通貨量の増大があって、銀行券の交換に加えて新規の供給が求められ、銀行券の製造は多忙となった。このために高額券の発行による貨幣価値に対する心理的な不信を配慮しつつも、結局は高額券の発行に踏みきらなければならなくなった。30年12月の省議で、100円銀貨の発行と併行して1万円券および5,000円券の発行計画が決定し、32年10月には5,000円券、33年12月には1万円券が発行された。すなわち、28年4月ごろの構想には5,000円券の発行計画はなかったが、1,000円券から一挙に1万円券に飛躍することによる心理的影響が配慮された結果であった。



ドッジ・ライン以降の通貨の中心であった1,000円券

各銀行券の発行状況をみると、年を逐って高額券の流通額が相対的に増大している。38年末には1万円券の発行が半分に近づき、5,000円券は中間券種としての性格から相対比率はむしろ低下している。1万円券の発行までは経済取引の中心は1,000円券であったが、それを1万円券に譲ってからは、1,000円券は国民の生活に結びつき、かえって100円券を圧迫するかっこうになった。27年末には5

億枚しかなかった1,000円券の発行が38年末には5割増の7.5億枚に達した。一方100円券は30年末に7億枚を超えたが、32年以降は100円銀貨の発行で横這いを続け、この間の銀行券の製造の重点を5,000円券に移した。しかし36年以降小額補助貨不足対策の影響で100円銀貨が減産された関係から、再び100円銀行券の発行高増加の傾向を示した。

既述のようにコインの素材、量目、寸法、図案等については、講和後の新しい時代に即した変更があったが、銀行券についても同様の事情があった。24年の1,000円券採用にあたって、銀行券の寸法基準が従来と異なった方式で定められ、26年にこれに従って500円券も作られ、28年11月に新種の100円券を発行するに際してもこの基準が守られた。しかし、5,000円券、1万円券の発行に際しては、この基準に従うとあまりにも横長の銀行券となるので、上下幅を大きくした新しい系列が採用された。

1,000円券、500円券、100円券は戦後の印刷技術改良途上に作られたものであり、技術改良による良質券への改刷の可能性をもっていたが、たまたま37年に1,000円券偽造問題が生じたので、これを機会に新様式のもの発行することになり、38年11月から新様式の1,000円券が発行された。新券の発行が偽造問題ともからんでいたため、発行に際しては旧券の回収を条件としていたこともあり、さらに消耗品として交換分の準備のこともあって、新券発行に伴う作業は多忙となった。

高額銀行券の発行が常に通貨に対する信用の心理と結びつくことから、政府はその措置へ細心の注意をはらったが、ドッジ・ラインによる経済安定実現の後に1,000円券を発行した時は、すでに1,000円券発行の必要が十分高まっていた。したがって朝鮮動乱、さらに講和後の経済急成長に伴う通貨量の増大に対応して、1万円券の発行の必要は客観条件としては十分であったが、政府はその実施にきわめて慎重であった。したがって高額券発行の議論と準備は早くから始められたが、具体的な計画は29年の景気抑制策後の安定期に入ってから進められ、具体策実施に際しては、当初の計画にはなかった5,000円券がまず発

行され、その反応をみてから翌年に1万円券が発行された。5,000円券は景気引締策が積極的に進められている時期での発行であり、1万円券はなべ底景気が回復への曙光が見られた時期での発行であった。このような事情による高額券の発行であったから、その信頼が得られてからの発行量は経済事情に即応して急増した。37年までは1,000円券の発行額は横這い状況が続けた。26年末の銀行券発行高5,063億円から38年末の同2兆0,574億円へその額は4.1倍の増加であるが、枚数で見ると増減がみられない。この間には10円券の10円コインへの切り替えの時期があり、30年代初頭には17億枚止まりのこともあったが、総じて銀行券発行の枚数は目立った増加とはなっていない。10円コインの登場、さらに50円、100円のコインが現われ、1,000円券から高額券への転換がこの結果をもたらしたのであった。この転換は必ずしも順調に進められたのではなく、切り替え期には印刷局の職員の就業不安と結びついて、小額の日銀券のコイン化への反対ともなり、また高額券発行による相対的な作業量縮減が同様の不安の原因となったが、予想をこえる経済の成長、急速な通貨量の増大がこの不安を消し、さらにこの通貨量増大に伴う銀行券製造に応じた理由ともなった。

第5節 本省庁舎のことなど

昭和15年の火災で、外装のない未完成の現庁舎に移転してから5年近く、大蔵省本省は戦時の多彩な事務をとっていたが、20年にはいつてからの本土空襲の激化に対処して、主として6月下旬に本省主要局課の分室を東京周辺地に設けて事務所の分散を図った。主計の2課を渋谷、主税局を目黒、理財局国庫課を日本橋の手形交換所、外資局計画課を神奈川の新丸子等に分散し、7月下旬には官房営繕課を世田谷に移した。

幸い霞が関の庁舎は戦災を免かれたので終戦後各局課はこれらの分室を引きはらって虎の門に戻って庁舎内の整備等に手をつけたが、9月11日、突如占領軍による庁舎接収の指示があり、9月15日に引き渡さなければならなくなった。初めは引渡しを拒否したが、占領軍の至上命令ということで、書類の撤出もままならず各局はばらばらの仮の落着き先に移った。この間、庁舎外の空地にはいたるところ

に机、椅子、事務器具、書類等の山ができた。官房、金融局、外資局、国民貯蓄局は勸銀の4、5、6階に、官房の営繕課、主税局、専売局は証券取引所に、主計局は内務省に入った。いずれも正常な事務を執る態勢ではなかったの



四季のいろどりを添える本省庁舎の前庭

で、本省事務を分散させないことをめどに建物を物色したが、恰好の建物が閉鎖機関であつたりで目的を達せず、20年末近くなって都の教育局との交渉でようやく四谷第三小学校の建物に入ることのめどがつき、周辺の土地を買収してバラックの庁舎を増築して、21年4月によりやく本省各局が、ごく一部を除いてここに集まった。手ぜまであつただけでなく、小学生用の建物であつたことがなにかと不便であつた。

四谷庁舎時代の約10年は戦後の物資不足の時期に当り、食糧の不足もあり、職員の体力不足も重なつて、それだけでも事務遂行に支障が大きかつたが、全く経験のない占領下の行政に取り組んだ期間がその大部分を占めたので、仕事の負担はさらに大きなものとなつていった。この負担荷重の過程で、22年9月に給与局、主計局関係の事務室に小火災があつた。

30年12月19日に接収中の庁舎解除が決まり、庁舎内整備の後、31年3月下旬に逐次各局が霞が関の本庁舎に引越した。この際は本省のほかにも国税庁と外務省も同居した。その後35年6月に外務省が引越した後に憲法調査会、内閣法制局、経済企画庁が入り、法制局は38年3月まで、憲法調査会は39年9月まで同居した。四谷庁舎時代に比してスペースの余裕も大きい庁舎に移り、法制局等の転出にもかかわらず、合理的な行政事務を進めていくについての限界に近づこうとしている。霞が関庁舎移転後は事務の合理化、効率化の過程で、それはいわゆる機械化でもあつて、そのためにスペースを多く求めることになった。37年5月には地方部局との連絡を図るテレタイプ活動が始まり、40年にはその全国網が実現し、これに前後して税関統計整備をはじめとするコンピュータの導入も進められた。また各種の事務用品の更新、新鋭施設の採用が進み、事務機のスチール化、キャビネットの充実等、事務室内の様相はこの10年余りの間に大きく変わった。

このような事務の合理化にあわせて、庁舎の整備も逐次進められた。四谷時代の暖房は石炭ストーブであつたが、霞が関移転後はスチーム暖房となり、さらに43年夏からは空気冷暖房の施設に再調整された。また15年に庁舎が作ら

れてから外装なしですごしていた庁舎に、37年7月から16ヵ月の期間をかけて
タイル張りの外装が進められた。39年、オリンピック、IMF 世銀総会の開催
を機に前庭の手入れも行われ、官庁街にさわやかな景観を呈した。

第5章 大蔵省機構の拡充の推移

講和発効後の大蔵省機構の変化は、大蔵省の歴史の中でも特に注目すべきものであろう。明治前半期の組織づくりの時代、あるいは日華事変から太平洋戦争、さらに終戦後の占領行政の期間という、特殊な条件のもとにあった機構の改廃を別として、平時の機構の拡充がこれほど進んだ時期はない。しかもこの時期は極力行政の無駄を省こうとして、機構拡充の抑制努力が続けられていた。そのため、大蔵省職員定数規程による定数は、27年8月の本省 2万4,066、外局 5万2,032から38年3月の本省 2万5,507、外局 5万0,951へとほとんど増加がない。

しかし、大蔵省の仕事の量的増大は、27年度から38年度の間に、予算でみれば 8,527.5億円から 2兆8,500億円へ3.3倍し、国税予算は 6,382億円から 2兆3,053億円へ 3.6倍し、財政投融资計画は 4,556億円から 1兆2,131億円（改定）へ2.7倍している。貿易額は輸入が27年度の 21.06億ドルに対して38年度は 72.47億ドルと 3.4倍している。経済官庁としての大蔵省に関連する経済諸指標の変化を提示すれば、どの部門においてもそれは著しい増大となつてあらわれる。

これらの指標の示すものは、これらの経済活動量の増大に対応する行政事務量の増大である。それは必ずしも量的比例を伴うものではないが、むしろ質的な変化と多様化を伴うものである。その変化、多様化が大蔵省の機構の拡充をもたらしたことは贅言を要しないが、その変化過程は決して単純ではない。約12年の間に本省の部局編成は関税局を増し、証券部を設置しただけで、一見大きな変化ともみえないけれども、各局内部の組織の変遷とそれぞれの部課の所掌事務内容の変化をみると、大蔵省の歴史の中でも特記すべき激動期であることを知る。ことにこの変化は本省附属機関として各種審議会等の設置廃止、それぞれの審議等の活動をみるときにその激動期の実感を強める。そしてさら